

# 令和7(2025)年度遠隔医療設備整備事業の実施について

## 1 事業の目的

この事業は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的としています。

## 2 事業計画書の提出期限

令和7(2025)年4月18日(金)

## 3 補助対象

遠隔医療(遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言、オンライン診療)の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等(ソフトウェアの導入を含む)の整備

ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除く。

※交付決定後に着手し、令和8(2026)年3月31日までに事業が完了するものが対象となります。(県の検査を含めて同日までに完了すること)

## 4 補助金額

1か所当たり、次に掲げる額の合計額(※実施する事業のみ算定)の2分の1を上限額とします。また、下限額は、1か所につき150千円です。

・遠隔病理診断	【支援側】	4,598千円
	【依頼側】	14,198千円
・遠隔画像診断及び助言	【支援側】	16,390千円
	【依頼側】	14,855千円
・遠隔手術指導		5,580千円
・オンライン診療装置		2,660千円

## 5 採択予定数

2か所程度

## 6 提出書類

- (1) 設備整備事業概要
- (2) 見積書
- (3) 概念図(ネットワーク図等)
- (4) その他参考資料

## 7 様式

県ホームページに掲載しています。

ホーム > 子育て・福祉・医療 > 医療 > 医療施策 > (4月18日提出期限) 令和7(2025)年度遠隔医療設備整備事業の実施について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/enkakuiryouseitubi2025.html>



## 8 提出先(問い合わせ先)

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県保健福祉部医療政策課地域医療担当  
TEL 028-623-3145 E-mail tic@pref.tochigi.lg.jp

## 9 留意事項

補助対象及び補助金額(上限額及び下限額)等は、厚生労働省の「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」や「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱」等の改正があった場合、変更となる可能性があります。

また、本事業は、県予算の範囲内において事業を採択するため、事業の実施を希望されても補助の対象とならないことがあります。

なお、本事業は国庫補助事業であるため、事業の実施(契約の締結・発注等)は、厚生労働省による採択後(内示後)からとなります。